

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.61	国土交通省	税制優遇	(開始年度) 不動産取得税：平成3年度 固定資産税：平成31年度
-------	-------	------	--

支援の名称	高規格堤防整備事業の促進に係る不動産取得税および 固定資産税の特例措置
制度の 趣旨・背景	<p>高規格堤防は、首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積しているゼロメートル地帯等の低平地において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができます。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮されます。</p> <p>高規格堤防の整備による水害リスクの軽減効果は、高規格堤防の整備区域のみならず周辺の住民等、更には我が国の社会経済活動等にも発揮しますが、整備にあたっては整備区域内の多くの住民等の理解と協力が必要不可欠であり、住民等との合意形成の円滑化が事業推進の喫緊の課題となっています。このため、本特例措置の創設により、住民等との合意形成を円滑に進め、高規格堤防の整備を加速化するものです。</p>
制度の 内容	<p>【不動産取得税】</p> <p>高規格堤防整備事業により家屋の一時移転の対象となった者に対し、高規格堤防整備事業の区域内に建替家屋を取得した場合における不動産取得税について、従前家屋の価格を控除します。</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に、従前権利者が建替家屋を取得した場合に、課税標準から従前家屋の価格を控除する。</p> <p>【固定資産税】</p> <p>高規格堤防整備事業により高規格堤防整備事業の区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について税額を減額します。</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>高規格堤防整備事業のために使用された土地に、従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する。</p> <p>■特例期間（不動産取得税、固定資産税とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
対象と なる方	高規格堤防整備において家屋の移転補償金を受けた者
問い合わせ 先など	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 TEL：03-5253-8455